高速道路建設・整備促進等に関する要望書

全国高速自動車道市議会協議会は、高速道路建設・整備 促進等に関する要望書を決定いたしましたので、政府並びに 国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く 要望いたします。

平成29年7月

全国高速自動車道市議会協議会 会 長 仲 野 弘 子 (大津市議会議長)

要望

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光等による経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支える重要な社会基盤である。また、救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の供用率は8割にとどまり、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されていない状況にあり、その早期整備に向けた必要財源の確保、施策の充実強化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められている。同時に、既存の高速道路の更なる機能向上と「賢く使う取組」が必要となっている。

また、災害や高速道路上での重大事故への対応として、 防災・安全対策等の推進が極めて重要かつ喫緊の課題となって いる。

よって、国におかれては、下記の事項につき実現を図られる よう強く要望する。

1 建設促進について

- (1) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期すこと。また、高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路の整備についても所要の財源を確保すること。
- (2) ミッシングリンク解消及び暫定2車線区間の4車線 化の速やかな実現を図ること。
- (3) 国土開発幹線自動車道建設会議及び社会資本整備審議会の委員に地方代表を積極的に起用するなど、高速道路建設に地方の意見をより反映することが可能となる方策を講じること。
- (4)高速道路をはじめとする道路整備を着実に推進するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する国庫補助負担率の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続すること。

2 高速道路ネットワークの更なる機能向上と最適利用の 推進について

(1) 高速道路を中心とした既存の道路の運用改善や改良 等により、道路ネットワーク全体としてその機能を最大 限発揮させること。

- (2) I C (インターチェンジ)及びスマート I Cの一層の整備促進を 図ること。なお、それら I Cの整備にあたっては、地 域の要望を踏まえるとともに、取付道路等周辺交通環境 の整備にも十分配慮すること。
- (3) SA(サービスエリア)・PA(パーキングエリア)の一層の整備促進とサービスの向上を図ること。また、SA・PAを活用した地域活性化など地域の拠点づくりへの支援を行うこと。

3 防災・安全対策等の推進について

- (1) トンネル・橋梁などの老朽化するインフラの適時適切な維持管理・更新が実施されるよう、十分な財源を確保するとともに、重大事故の再発防止に向けた安全対策を強力に推進すること。
- (2) 高速道路跨道橋について、適切な維持管理が可能となるよう、十分な支援措置を講じること。
- (3) 高速道路上及びその周辺で発生している高速ツアー バス事故等を踏まえ、重大事故を防止するための万全の 対策を講じること。

なお、暫定2車線区間については、車線逸脱防止など 一層の安全対策のほか、追越車線の設置や3車線運用な ど道路機能強化の取組を推進すること。事故発生時にお ける迅速な対応のため、関係機関との連携体制を強化す るとともに、救急業務を担う沿線市町村に対する支援の 充実強化を図ること。

- (4) 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、高速道路の耐震強化を図ること。
- (5) 災害時に高速道路とそれを取り巻く空間を計画的かつ積極的に活用する取組を支援するなど、高速道路を利用した防災対策の充実強化を図ること。
- (6) 災害対応及び救急救命活動等の迅速化のため、高速 道路を通行する緊急車両が出入可能な施設の整備を 推進すること。
- (7) 渋滞の解消・緩和や安全性の向上等に資する、最先端の情報通信技術を用いたITS(高度道路交通システム)に関する研究開発を推進するとともに、既存技術の普及促進を図ること。

4 料金制度について

- (1) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題等も検証しながら、適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。
- (2) 高速道路の債務の確実な償還とともに、将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。